

編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町 1-17-2A (総務)
TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com
代表：馬垣安芳・編集長；上田かおり 1部 200円
年間購読料：個人会員 2000円 広報会員 (3部) 5000円
法人会員 1口 (5部) 10000円 賛助会員 (1部) 10000円
振替口座 00940-0-161341
「まねき猫通信」

年賀

題字：
塩澤 文男
(しおざわ・ふみお)



かぞく

ねこの絵：トーヤ (かなみのもり)
背景の旗：大西松蔵

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

な表情をしていなければならぬと考
えられている。そして反省する人が苦しんで
いなければ誠実に欠け、罪を償う資格を
持たないのだと。…そのような緊張をほど
いた場所はないだろうか。とぼくは考えた
…と記されていた。2016年、そんな
場所を探してみたいと思う。(バギ)

でも直接会ったことのある人、あ
るいは、日常親しかった人達だ▲
『家裁の人』の原作者・毛利甚八
とは何度も会い、共に語り、飲み、
歌った。家族と親しい編集者以外
には病のことを一切口外していな
かったのだ、新聞記事で彼の死亡
を知った。一昨年夏に癌を宣告さ
れ「余命半年」との診断を受けて、
昨年11月に逝った。年末に、豊後
高田の自宅にお邪魔して「毛利さん、
俺は恨むぞ」と両手を合わせた▲
彼が病床で書き抜いた『家裁
の人』から君への遺言』の後書き
には「△贖罪▽や△反省▽とい
う言葉がある。その言葉が語られる
時、人はどうしても深刻で真面目
な表情をしていなければならぬと考
えられている。そして反省する人が苦しんで
いなければ誠実に欠け、罪を償う資格を
持たないのだと。…そのような緊張をほど
いた場所はないだろうか。とぼくは考えた
…と記されていた。2016年、そんな
場所を探してみたいと思う。(バギ)

昨年中に去った人を、有名無名関係
なく、徒然に想い出す。鶴見俊輔、桂
米朝、BBキング、バーン・ガニア、
松谷みよ子、シーナ、福島菊次郎、毛利
甚八、水木しげる、山本義彦、ゴール
デン街「とんぼ」のママ、野坂昭如。
AWAの帝王・元祖スリーパーホールド
ことバーン・ガニア以外は、一度
でも直接会ったことのある人、あ
るいは、日常親しかった人達だ▲
『家裁の人』の原作者・毛利甚八
とは何度も会い、共に語り、飲み、
歌った。家族と親しい編集者以外
には病のことを一切口外していな
かったのだ、新聞記事で彼の死亡
を知った。一昨年夏に癌を宣告さ
れ「余命半年」との診断を受けて、
昨年11月に逝った。年末に、豊後
高田の自宅にお邪魔して「毛利さん、
俺は恨むぞ」と両手を合わせた▲
彼が病床で書き抜いた『家裁
の人』から君への遺言』の後書き
には「△贖罪▽や△反省▽とい
う言葉がある。その言葉が語られる
時、人はどうしても深刻で真面目
な表情をしていなければならぬと考
えられている。そして反省する人が苦しんで
いなければ誠実に欠け、罪を償う資格を
持たないのだと。…そのような緊張をほど
いた場所はないだろうか。とぼくは考えた
…と記されていた。2016年、そんな
場所を探してみたいと思う。(バギ)

『4年ぶりの一般質問』

熊本市議会議員 村上博



密着、学校現場の1日

昨年の7月号で熊本市議会への再挑戦を宣言した。初めての区割り選挙で、内心ドキだったが、多くの方たちの支援で無事に市政復帰を果たせた。念願だったF市議とも一緒に仕事ができる。

所属する会派の計らいで思いもよらず熊本市の予算の45%を扱う『厚生委員長』に就任した。そんな中、12月議会でも4年ぶりに「一般質問」の緊張感を味わった。

市政復帰後、熊本市全体で137校の小中学校への訪問計画を立て実行中だが、今回の一般質問は、学校訪問から見えてきた教育問題に割いた。

多忙化が指摘されて久しい学校現場、どんなふうになっているのか知りたくなった。そこで11月のある日、中学校1校、

小学校2校に3日間、朝から夜まで12時間張り付いてみた。熊本は全国でも珍しい学校での部活動が盛んな地域だ。

生徒数約千人、大規模校のある中学校の部活動参加率は文化部も含め80%。朝の練習、「朝練」を見て午後の風景ではないか、と目まいを覚えた。運動場一杯のハードな練習に正直驚いた。顧問の

連続する長時間労働

午後6時、部活を終えた教師たちが職員室に帰ってくるのと入れ違いに、午後7時、PTAや地域の人たちと校区の防犯パトロールに出かけ、気になる生徒の自宅訪問、その後試験の採点や翌日の教材の準備などを始める教師たち。

午後9時過ぎは当たり前、学校行事が重なれば11時に、下手す

先生たちは当然、朝練開始前の7時には出勤している。

午後の部活動では朝練以上に練習をしている生徒たち。野球部とサッカー部とラグビー部が隣り合わせて練習をしている。「ケガをしないといいが」と思った矢先に5、6人の教師たちが運動場の一角に集まった。練習中に打撲をした生徒がいたのだ。教師が病院に同行し、保護者への連絡、病院とのやり取りなどが、現場に立ち会い緊張したが、教師たちは「日常的な出来事です」と動揺した様子はまったく見えない。

と午前様も珍しくないとのこと。なんとという長時間労働。「子どもが好きでないとやっつけられません」との言葉、疲労困憊かと思いきや表情は元気そのもの。こんな長時間勤務が、ずっと毎日続くのだ。大いなる違和感。

子どもの貧困は6人に1人。その上に様々な社会問題が被さり、子どもたちの状況は厳しい。いち早く子どもたち

のSOSに気付かなければならない教師たちだが、現状は

りしているのが特徴。オーガニックチョコにはおおよびませんが、市販のチョコレートに比べると安全性やおいしさにこだわったチョコレートです。

なんととってもビッグサイズ！(400グラム、タテ12センチ×ヨコ26センチ)ずっしり重いミルクチョコにローストアーモンドが粒のままごろごろ。そんなワイルドな見た目でも、味わいは上品な高級チョコにも負けません。まろやかで甘すぎず、丸ごとアーモンドの香ばしさも絶品。

毎年、バレンタインに家族用に購入しますが、美味しさと大きさにみんな大満足。厚みもあり、固いので、麵棒などで割ってからみんなで分けたり、保管して少しずつ食べましょう。まちがってもいっぺんに食べたりしないでくださいね。あごが痛くなるだけでなく、やはりチョコレートなので糖質と脂質の摂りすぎになってしまいます。美味しいからこそ、ご注意ください。

く、乳化剤、香料、安定剤なども一切不使用です。ただしこれらは入荷都合により店頭販売限定です。

◇安全性と美味しさ◇

1月のぷくぷく
通販でバレンタインにいちおしなのが、「創健社ビッグアーモンドチョコレート」。このチョコは残念ながらカカオ豆のオーガニック表示はなく、乳化剤も香料も甘味料も使われています。

創健社は、「食べることを大切にする」というシンプルな基本理念のもと、不要な合成添加物を使用しない商品を開発、製造している自然食品メーカーです。

ビッグアーモンドチョコの場合、乳化剤は遺伝子組み換えでない大豆由来の大豆レシチンを使用。香料も天然のバニラから抽出されたバニラ香料です。甘味料のパラチノースは砂糖と同じブドウ糖加糖から生成される天然甘味料で虫歯になりにくい効果があり、後味がさっぱ



た 食べもの あれこれ

ぷくぷくショップ

バレンタインデー チョコレート

バレンタインデーが近づきました。ぷくぷくショップでも、今年も一般ではちょっと手に入りにくい、こだわりチョコレート販売中です。

見た目も大事ですが、ぷくぷくとして気になるのは、やはり原材料。余計な材料が加えられていない本来の風味が味わえるものを食べたいですね。

途上国支援の理念からつくられた「PEOPLE TREEオーガニックチョコ」や「第三世界ショップのオーガニックチョコ」。これらは、カカオ豆がオーガニックというだけでな

いっばいいいっばいい。今回の一般質問では、学校訪問で感じたことと、見えてきたことを取り上げ、今後も多くの現場を見て、直接話を聞いて議会に伝え、施策に反映させていきたい。

新聞の作り方

133

石塚 直人



西日本新聞の特ダネ記事と 言論統制

国民を虐殺し大量の難民を生んだとして米国が打倒を目指すシリアのアサド政権を日本が「支援」していた、と12月8日「西日本新聞」朝刊が一面トップでスクープした。福岡市に本社を持ち、九州では最大の部数を誇るブロック紙だ。

記事によると、日本は2011年からアサド政権への新たな経済協力を中止。しかし、安倍政権は今年1月、国連開発計画（UNDP）の事業としてジャンダー火力発電所の補修・復旧に約25億円を提供する契約を結んだという。名目は緊急人道支援でも、電力の用途に限定はなく政権の延命に利用される可能性もある。

同紙の取材に、外務省は「資金提供は一切ない」と否定し、UNDPのサイトから事業計画が消えた。それが後に一転して復活、外務省も「人道支援」と認めた。記事は「国民の知らない間に、日本政府とアサド政権

紹介したのは、11日付の夕刊紙「日刊ゲンダイ」。同紙によれば、外務省は事態が米国にばれるのを恐れて西日本の記者にウソをつき、それが無理と知って方針を変えたようだ。同紙は「不思議なのは、これだけ重大な問題なのに全国紙やテレビが後追いをしないこと」と書き、軍事評論家に「外務省の顔色をうかがって及び腰になっている」のだからと言わせている。

「私達は、違法な報道を見逃しません。」と大書する横見出しの下で、戦争法案の強行採決直前にTBS系報道番組「NEWS 23」で廃案を訴えた岸井成格キャスター（毎日新聞特別編集委員）の発言を「政治的に公平である」という定めた放送法4条に違反すると断定、総務省に対して実効ある措置を求めている。

しかし全国紙もテレビも、官邸と中央省庁に多くの記者を常駐させつつ、一部の例外を除いて読者、視聴者を政権の意向に従わせるような報道しかでき

ヴィオレット—ある作家の肖像

かんこさんのおまかせシネマ CINEMAKASE



(C) TS PRODUCTIONS - 2013

●監督：マルタン・プロヴォー
2013年 / フランス語 / 139分
1月9日～シネ・リーブル梅田 (06-6440-5930)
京都シネマ (075-353-4723)
1月16日～神戸アートビレッジセンター (078-512-5500)
☆上映期間・時間については、各劇場にお問い合わせください。

「第二の性」の作者であるシモーヌ・ド・ボエヴォワールは知っていましたが、彼女が支えた女性作家のヴィオレット・ルデュックは、この映画を観るまで知りませんでした。ボエヴォワールがいなければ作家・ヴィオレットは誕生しなかったかも。

ヴィオレットは、1907年に私生児として生まれる。母親に愛されていないと思ふ彼女は、小説を書くことに目覚める。ボエヴォワールと出会い、いろいろアドバイスを受けたりして書きあげた小説が『窒息』。

『窒息』は、サルトルやジュネなど錚々たる作家からも絶賛されます。が、女性として初めて、自身の生と性を赤裸々に描いた『窒息』、さすがのパリでも一般に受け入れられず、本は売れなかつたのです。

キズつき悩むヴィオレット。ヴィオレット役のエマニエル・ドゥヴォスが素晴らしい。落ち込んだり、いらいらする心の繊細さをとてもよく表現し、映画を観ている私がヴィオレットになったように感情移入する。さすがエマニエル・ドゥヴォス。ボエヴォワール役のサンドリーヌ・キペルラも、セザール賞を2度受賞するというフランスを代表する演技派女優です。

傷ついたヴィオレットはパリを離れ、プロヴァンスに移る。私生児として生まれ、父親に認められず、母親との確執もある彼女、激しい感情もふんだんに吐露する彼女は、プロヴァンスで自身の内面を掘り下げ掘り下げ、『私生児』を書きあげる。まさに「書くことが生きること」。その激しい感情を隠さず表現するヴィオレットのことを「文学界のゴッホだと思ふ」と役を演じたドゥヴォスは、語っています。

それにしても、早くからヴィオレットの才能をみだし、作家としてへのアドバイスや精神面での支え、ときには金銭的な援助までもいとわなかつたボエヴォワールって、やっぱりすごい人だと思いました。

極右活動家ばかり。政権の気に入らない言論を一般国民の名で叩き、全国面の広告にするなど、産経はともかく読売では前代未聞、恐ろしい事態だ。なぜ「真実を伝えるものでなければならぬ」にも違反している。

包括的な大阪府障がい者差別解消条例を！

「共に生きる社会」に向け、合理的配慮義務を

インタビュー 大阪府差別解消部会・弁護士 辻川圭乃さん



▲辻川弁護士

今春の大阪府差別解消条例制定に向けて、急ピッチで準備が進んでいきます。同条例は、差別解消法（2015年成立・16年4月施行）に基づき、差別の定義や合理的配慮の内容を示し、差別が起きた時の相談・

条例制定の意義

辻川：差別解消法は、障がいのある人が差別を受けていると感じている現状を変えるために制定されました。しかし、①どういうことが差別になるのか？という定義や「合理的配慮」とは何か？という基本的なことに

解決体制などを定めることにより、「共に生きる社会」を広げ根付かせる重要な意義があります。同条例の検討委員として深く議論に関わった辻川圭乃弁護士に、議論の経過や問題点について聞きました。（文責・編集部）

らに、②事業者に対して合理的配慮は、努力義務に留まってお受け付け、紛争を解決するための体制について具体的な定めがない、などの課題があり、④解決策に実効性をもたせる措置としては主務大臣の勧告が定められているだけ、⑤地域協議会の設置についても、全面的に市町村にゆだねられている、などの問題点があります。

紛争解決に限定した部分的条例

出していますが、これらに限定することなく、条例の目的として「全ての府民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に生きる大阪の社会の実現」を掲げ、包括的な条例案

辻川：大阪府は、この目的に沿って既に広く府民から事例を収集し、実態を知るためにアンケート調査を行い、「ガイドライン」を作りました（2015年3月）。ところが当初大阪府は、充実したガイドラインができた

にすべきです。特に「合理的配慮」は解消法の大きな柱のひとつですから、民間事業者に対しても義務化が必要です。民間事業者は、「義務化」によって裁判で訴え

この「合議体」は「障がい者差別解消支援地域協議会」と名付けられ、差別事例毎に協議を行い、斡旋案を提示することになります。同協議会は、「差別解消部会」と同じで、当事者代表・学識経験者・事業者代表

られたりすることを恐れているようですが、罰則規定がないので、そんなことはありません。義務化とは、「話し合いの場に出席する義務」と考えて欲しいと思います。

また、段差にスロープを付けることやみんなで車いすを抱えあげるなど、ちょっとした合理的配慮の提供で、入店が可能になる場合も少なくありません。逆に、何の合理的配慮も提供せずに、単に形式的に入店を認めただけでは初期の目的が

大阪府は条例案作成にあたって、障がい者差別解消ガイドラインによる啓発活動と、条例による相談、紛争の防止・解決の体制を二本の柱として、差別解消に取り組むとの方針を打ち

しかし、8月頃になって、法が「相談や紛争解決のために、法施行（今年4月）後、差別事例に対処できないことに気がついて、一気に条例化の流れと

× × ×

× × ×

差別解消法と条例をいかにするため 建設的な対話の実現を！

しょうだいれん しょうがいしゃ じりつ かんぜんさんか にしお もとひで
障大連 (障害者の自立と完全参加をめぐり大阪連絡会議) 西尾 元秀

2015 年 6 月～8 月にかけて、大阪府の障がい者施策推進協議会の下におかれた「差別解消部会」で 5 回に渡り、(1) 相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策、(2) 実効性の確保のための措置 (勧告、公表、罰則) の必要性、(3) ((1)・(2) の議論を通じて) 条例の必要性、が議論されました。



結果、条例をつくるべきという結論に至りましたが、「いつまでに作るのか？」ということについては、意見が分かれました。

今年 4 月、法施行と同時に作る理由の主なものとしては「法施行と同時に条例を策定する方が、タイミングとして作りやすい」「既に大阪府の仕組みとしてやることが決まっていた広域相談員等を、条例によって強い位置づけにする必要がある」というもの。

法施行と同時でなくてもよい理由として主なものは「少し遅れても、他府県条例と同じように、様々な規定を盛り込むべき」「作成のプロセスにおいて、障がい者団体等とも意見交換を行いながら行うべき」というものでした (私たちはこちらの意見に賛成でした)。

結果的には、行政が「法施行と同時に作る」決断をくだし、その作業を進めることとなりましたが、2 月議会に合わせるよう作成するには、あまりにも残された時間は少なかったのが現実です。

条例について議論した差別解消部会は、11 月・12 月の 2 回にとどまり、また 12 月の会議で骨子案が出されましたが、条例の文案などは示されませんでした。

権利条約の制定、日本での批准に向け「私たち抜きに私たちのことを決めるな」という言葉・スローガンがあります。今回の条例内容の決め方は、当事者が全く不在というわけではなかったですが、しかし参加と言えるレベルでもありませんでした。たとえスケジュール的な縛りがあるとしても、「法制との調整があるので明かせない」ではなく、もう少し検討している条文案を出し、感想に留まる可能性はあっても各団体から意見を聞く場を設ける等の姿勢が、行政に全く見られないのは大きな問題です。

今回の差別解消法、そして条例においては、何らかの差別事案が発生した時の解決策として双方の「建設的対話が必要」とされています。

今年 4 月の法施行以降、ともに生きる社会を作っていくために、どのように差別解消法 (条例を含めて) を動かしていくのか。それこそが大切なことですが、そのためには「行政と様々な障がい者団体との建設的対話」の再構築が、が今まさに大きな課題として残されています。

達成されるとはいえません。本間に障がいのある人の困りごとを解決するためには、どのような合理的配慮があれば入店が可能かまでをあっせん案で示す必要があります。そもそも実際の事例において障がいのある人が困っている原因が、「不当な差別的取扱」なのか、「合理的配慮の不提供」なのかを明確に分けることは困難です。不当な差別的取扱いの是正と合理的配慮の提供は表裏一体なのです。調査・

早期の見直しで 包括的条例を

あっせんを「不当な差別的取扱い」に限定すべきではなく、「合理的配慮の不提供事案」も含めて、建設的な対話によって実現されることが望まれます。次に、検討・見直しの時期を国の法施行後 3 年としていることも問題です。現行の内容のまま条例が制定されると、これまで

指摘した課題が解決されないまま条例が施行されることになりません。これまでの例として、法施行 3 年後に必ず速やかに検討がされることは限らず、検討が開始されても見直しの法改正がなされるまで相当の時間かかっています。高齢者虐待防止法の場合は、改正まで 10 年もかかりました。今回の条例案を「相談紛争解決の体制作り」に限定するの

であれば、法施行後の状況等に開かわらず法・条例施行後 1 年後に見直すことが必要です。そもそも条例案の根本的な問題として、民間事業者の合理的配慮が努力義務に留まっているという点があります。たとえば補助犬条例は、同じく努力義務ですが、問題解決が困難な事例がたくさん生じています。あるスーパーマーケットでは、補助犬の入店を拒んでいます。本人の代わりに店員が措置は講じていますが、盲導犬入店については、「努力義務」

でしかないことを盾に頑として入店を拒み続けています。府ガイドラインは、何が差別に当たるかについて、府民共通の物差しとなるよう、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供について具体的に記されています。府ガイドラインを活用するためには、合理的配慮について条例で法的義務と定めるべきです。

編・そのために、どのような行動が必要ですか？ 辻川：今回の府条例は、部分的な条例改正の流れも生まれるでしょう。あるいは、総合的な条例が必要だということになれば、条例改正の流れも生まれるでしょう。大阪でも差別事例をどんどんあげていき、不当な差別的取扱いだけでは条例が機能しない、あるいは、総合的な条例が必要だということになれば、条例改正の流れも生まれるでしょう。